

茨木市水道部事務事業からの暴力団の排除に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号。以下第1及び第2において「条例」という。）第7条及び第10条の規定に基づき、茨木市水道部（以下第3第1項において「市水道部」という。）の事務及び事業（条例第2条第5号に規定する公共工事等に係るものを除く。）からの暴力団の排除について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱における用語の意義は、条例の定めるところによる。

(取組の周知及び誓約書の提出)

第3 茨木市水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、市水道部の事務及び事業のうち、大阪府茨木警察署長（以下「署長」という。）に暴力団の排除に係る照会（以下「照会」という。）を行う必要があると認めるものについては、あらかじめインターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法によりその旨を周知するものとする。

- 2 前項の事務又は事業において、当該事務又は事業の相手方になろうとするものは、誓約書（別記様式）を管理者に提出しなければならない。
- 3 管理者は、前項の誓約書を提出しなかったものを当該事務又は事業の相手方としないことができる。

(照会)

第4 所属長は、第3第2項の誓約書を提出したもの（以下第5第1項及び第2項において「提出者」という。）及び誓約内容に関わる者が、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると疑われるときは、署長に照会を行うよう水道部総務課長（以下「総務課長」という。）に依頼するものとする。

- 2 総務課長は、前項の規定による依頼があったときは、署長に対し、速やかに照会を行うものとする。

(排除措置等)

第5 管理者は、署長から提出者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の回答又は通報があったときは、当該提出者を当該事務又は事業の相手方としないこと（既に相手方となっている場合にあっては、取消し又は解除すること）等直ちに暴力団の排除を図るために必要な措置を講じるものとする。

- 2 管理者は、前項の措置を講じるときは、当該措置を決定した理由を付して、提出者に通知するものとする。

3 所属長は、第1項の措置について、速やかに総務課長に報告するものとする。

4 総務課長は、前項の報告について、速やかに署長に報告するものとする。

(警察への通報等)

第6 所属長は、事務及び事業の執行に当たり、暴力団の排除を図るため、茨木市不当要求行為等防止に関する要綱（平成18年4月20日実施）第2に規定する不当要求行為等があったときは、市民及び職員の安全並びに事務及び事業の円滑かつ適正な執行を確保するとともに、必要に応じて警察に通報するものとする。

(個人情報の取扱い)

第7 所属長及び総務課長は、茨木市個人情報保護条例（平成18年茨木市条例第36号）の規定に基づき、誓約書の提出及び署長への照会により取得した個人情報等を適正に管理しなければならない。

(その他)

第8 この要綱の実施について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

別記様式（第3関係）

誓約書

年 月 日

（あて先）茨木市水道事業管理者

住所

氏名

㊦

（法人その他の団体にあつては、所在地、
名称及び代表者の氏名）

生年月日 年 月 日

性別

私は、次の事項について誓約します。

なお、この誓約の内容に関して必要な場合には、自己の法人その他の団体の役員等の住所、氏名、生年月日及び性別を記載した名簿を本人の同意の上、提出するとともに、大阪府茨木警察署に照会することを承諾します。

自己又は自己の法人その他の団体及びその役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団密接関係者

上記の(1)から(3)までに該当するものがあつた場合は、茨木市水道部事務事業からの暴力団の排除に関する要綱第5第1項に基づく措置を受けることを承諾します。

※ この様式に記載された個人情報は、暴力団を排除する目的以外には使用しません。

(裏面)

茨木市暴力団排除条例 (抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号及び第4条第1項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして規則で定める者をいう。
- (4)～(6) (略)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (抜粋)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5) (略)
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8) (略)

茨木市暴力団排除条例施行規則 (抜粋)

(暴力団密接関係者)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（ウにおいて「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者